

## 社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会会員規程

制 定	平成 5年 4月 1日
一部改正	平成 6年 5月 23日
一部改正	平成 6年 12月 7日
一部改正	平成 15年 4月 1日
一部改正	平成 16年 4月 1日
一部改正	平成 18年 4月 1日
一部改正	平成 21年 4月 1日
一部改正	平成 29年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第33条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

### (正会員)

第2条 正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 第1種会員 公私社会福祉事業施設
- (2) 第2種会員 民生委員・児童委員
- (3) 第3種会員 地区社会福祉協議会
- (4) 第4種会員 自治会・町内会
- (5) 第5種会員 障害者団体等当事者団体
- (6) 第6種会員 ボランティア団体・市民活動団体等
- (7) 第7種会員 その他社会福祉に関係のある団体
- (8) 第8種会員 社会福祉関係行政機関
- (9) 第9種会員 学識経験者

### (賛助会員)

第3条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

### (正会員の権利)

第4条 会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告を受けること
- (2) 本会が発行する機関紙、パンフレット等を得ること
- (3) 本会の実施する大会、研修会に参加すること
- (4) 評議員に選出される資格を有すること

### (会費)

第5条 正会員は、別表に定めるところにより、毎年度会費を納めなければならない。

2 前項で定める会費は、年度の中途にあって入・退会する場合にあっては月割り計算は行わないものとする。

(入会)

第6条 第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種及び第7種正会員として入会しようとするときは、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 第8種及び第9種会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には、退会したものとする。

(1) 本人からの申し出があった場合

(2) 会員の資格を失った場合

(3) 除名

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 6年 5月 23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 6年 12月 7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 15年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別 表)

【正会員】

種 別	会 費
第1種会員（公私社会福祉事業施設）	10,000円
第2種会員（民生委員・児童委員）	5,000円
第3種会員（地区社会福祉協議会）	5,000円
第4種会員（自治会・町内会）	5,000円
第5種会員（障害者団体等当事者団体）	5,000円
第6種会員（ボランティア団体・市民活動団体等）	5,000円
第7種会員（その他社会福祉に関係のある団体）	5,000円
第8種会員（社会福祉関係行政機関）	免 除
第9種会員（学識経験者）	免 除

## 社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会会員規程施行細則

(趣旨)

第1条 本細則は、社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会会員規程（以下「会員規程」という。）第2条に定める正会員の種別について詳細を定めるものとする。

(詳細)

第2条 会員規程第2条に定める会員の種別は、別表に定める。

(正会員所属区分)

第3条 正会員の所属は、別に定める社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会部会等設置規程の中でこれを定めるものとし、正会員はその規定にそって各区分に所属するものとする。

(委任)

第4条 この細則の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。